

大阪司法書士会の情報公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は大阪司法書士会の情報公開に関する規則（以下「規則」という。）第10条に基づき、大阪司法書士会（以下「本会」という。）が開示すべき情報の内容、情報公開の方法等について必要な事項を定める。

(本会に関する開示事項)

第2条 規則第3条(1)ないし(8)で定める事項のほか、規則第3条(9)で定める本会が相当と認めた事項は次のとおりとする。

(1) 規則第3条(3)ないし(6)により公開する情報が、当該年度が経過したために公開が不要となった情報。但し、不要となった後3年間に限る。

(司法書士会員の開示事項)

第3条 規則第4条(1)ないし(10)で定める事項のほか、規則第4条(11)で定める司法書士会員に関し本会が相当と認めた事項は次のとおりとする。ただし、規則第4条(11)の規定により開示する情報については本会が運営するホームページ上において開示すれば足りる。

(1) 氏名のフリガナ

但し、司法書士名簿に職名の記載を受けた者は、その職名のフリガナ

(2) 性別

(3) 事務所電話番号

(4) 自己の取扱業務内容

但し、別紙1に掲げる語例から選択する。

(5) メールアドレス

(6) 事務所FAX番号

(7) プロフィール

但し、生年（西暦表示）・合格（認可）年・出身地・経歴・他に保有する資格に限り掲載することができる。

(8) 写真の掲載

(9) 執務時間

(10) ホームページのアドレス（URL）

但し、本会ホームページと当該司法書士会員が保有するホームページと直接接続することは認めない。

(司法書士会員の開示事項の開示可否の希望)

第4条 前条の開示事項のうち、(1)については、本会は開示しなければならない。

2 前条の開示事項のうち(2)ないし(4)については、原則として開示する。但し、本会は、当該司法書士会員が(2)ないし(4)の事項のいずれかの開示を希望しない旨の届け出を本会におこなったときは、その事項を開示しない、若しくは開示を中止しなければならない。

3 前条の開示事項のうち(5)ないし(10)については、原則として開示しない。但し、本会は、会員が(5)ないし(10)の事項のいずれかの開示を希望する旨の届け出を本会におこなったときは、開示しなければならない。また、開示後であっても、開示中止を希望する旨の届け出を本会におこなったときは、開示を中止しなければならない。

(法人会員の開示情報)

第5条 規則第5条(1)ないし(8)で定める事項のほか、規則第5条(9)で定める法人会員に関し本会が相当と認めた事項は次のとおりとする。ただし、規則第5条(9)の規定により開示する情報については本会が運営するホームページ上において開示すれば足りる。

(1) 名称のフリガナ

(2) 事務所電話番号

(3) 法人会員の取扱業務内容

但し、別紙1に掲げる語例から選択する。

(4) メールアドレス

(5) 事務所FAX番号

(6) 執務時間

(7) ホームページのアドレス (URL)

但し、本会ホームページと当該法人会員が保有するホームページと直接接続することは認めない。

(法人会員の開示事項の開示可否の希望)

第6条 前条の開示事項のうち(1)について、本会は開示しなければならない。

2 前条の開示事項のうち(2)(3)については、原則として開示する。但し、本会は、法人会員が(2)(3)の事項のいずれかの開示を希望しない旨の届け出を本会におこなったときは、その事項を開示しない、若しくは開示を中止しなければならない。

3 前条の開示事項のうち(4)ないし(7)のいずれかについては、原則として開示しない。但し、本会は、会員が(4)ないし(7)の事項のいずれかの開示を希望する旨の届け出を本会におこなったときは、開示しなければならない。また、開示後であっても開示中止を希望する旨の届け出を本会におこなったときは、開示を中止しなければならない。

(開示情報の更新1)

第7条 本会は、規則第4条(1)ないし(10)及びこの規程第3条(1)、または規則第5条(1)ないし(8)及びこの規程第5条(1)に定める事項について新規に公開しなければならない場合、開示されている事項に変更が生じた場合、及び公開を中止しなければならない場合、本会は毎月末日現在の情報として翌月の15日までに必要な措置を採らなければならない。

2 本会は、本会の責により、誤った事項が開示された場合直ちに、必要な措置を採らなければならない。

(開示情報の更新2)

第8条 第4条または第6条の届け出に基づき、第4条(2)ないし(10)または第5条(2)ないし(7)に定める事項について新規に公開する場合、開示されている事項について変更が生じた場合、及び公開を中止する場合、当該届け出のあった日の属する月の末日現在の情報として翌月の15日までに必要な措置を採らなければならない。

2 前条第2項の規定は前項の場合に準用する。

(常任理事会への委任)

第9条 本会の情報公開に関する手続のうち、この規程に定めのない事項は常任理事会がこれを定める。

(別紙1の改正)

第10条 別紙1については、常任理事会の決定により改正することができる。

(届け出の方法)

第11条 この規程に基づく届け出は、別紙2の様式により届け出をしなければならない。

(手数料)

第12条 会員が、第3条(4)(5)(7)ないし(10)または第5条(3)(4)(6)(7)に定める事項について変更の届け出をするときは、1回の届け出につき事務手数料金2,000円を納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月15日から施行する。

取 扱 業 務

(大阪司法書士会の情報公開に関する規程別紙)

1. 登記手続
 - 1-1 不動産に関する登記手続の代理・登記相談等
 - 1-2 会社に関する登記手続の代理・登記相談等
 - 1-3 法人に関する登記手続の代理・登記相談等

2. 筆界特定制度
 - 2-1 筆界特定制度の利用に関する相談
 - 2-2 筆界特定に関する手続の代理 (※)

3. 裁判所に提出する書類の作成
 - 3-1 裁判所に提出する書類の作成
 - 3-2 本人訴訟のサポート
 - 3-3 裁判手続に関する相談

4. 債務整理に関する相談
 - 4-1 債務整理に関する相談

5. 簡易裁判所訴訟代理等関係業務
 - 5-1 簡易裁判所訴訟代理等関係業務 (※)
 - 5-2 司法書士法律相談 (※)

6. 後見制度に関する手続
 - 6-1 法定後見手続・相談
 - 6-2 任意後見手続・相談
 - 6-3 未成年後見手続・相談

7. 供託手続
 - 7-1 供託手続

8. 帰化手続
 - 8-1 帰化手続

9. 検察庁に提出する書類の作成
 - 9-1 告訴・告発など検察庁に提出する書類の作成

10. 審査請求
 - 10-1 登記・供託手続に関する審査請求

(注) ※は、認定司法書士に限ります。

ホームページ開示事項に関する届出書（個人会員用）

別紙 2

平成 年 月 日

大阪司法書士会会長 様

ふりがな

氏 名

(

支部、登録番号 大阪第

職印

号)

1. 希望開示省略事項：原則公開。（但し、希望することにより非公開とできる事項）

（大阪司法書士会の情報公開に関する規程第4条第2項）

- ・ホームページの司法書士会員情報での開示について、開示を希望しない場合にのみ、「開示しない」に○印をして下さい。取扱業務について、新たに掲載または掲載情報の変更を希望する場合は、情報欄の取扱業務の番号に○印をつけて下さい。

No	開示項目	開示する情報	開示について
1	性 別		開示しない(無料)
2	電話番号		開示しない(無料)
3	取扱業務 (別紙1参照) 【注意】 2-2、5-1、 5-2の開示は、 簡裁代理認定者が 対象となります。	開示を希望する取扱業務の番号に○印をつけて下さい。 1-1 1-2 1-3 2-1 2-2(※) 3-1 3-2 3-3 4-1 5-1(※) 5-2(※) 6-1 6-2 6-3 7-1 8-1 9-1 10-1	左記の通り 開示する(有料) 開示しない(有料)

2. 希望開示事項：原則非公開。（但し、希望することにより公開できる事項）

（大阪司法書士会の情報公開に関する規程第4条第3項）

- ・ホームページの会員検索システムにおいて、開示を希望する場合は、「開示する情報」欄にその事項を記入し、「開示する」に○印をつけて下さい。

No	開示項目	開示する情報	開示について
1	メールアドレス		開示する(有料)
2	FAX番号		開示する(無料)
3	プロフィール	生年（西暦表示） ----- 合格（認可）年 ----- 出身地 ----- 経歴 ----- 他に保有する資格	開示する(有料)
4	写 真	写真又はデータを事務局に提出して下さい。	開示する(有料)
5	執務時間	平日執務時間 ----- 土曜日執務時間 ----- 日・祝祭日執務時間	開示する(有料)
6	ホームページアドレス		開示する(有料)

※開示を希望しない項目については、何も記入しないで下さい。

ホームページ開示事項に関する届出書 (法人会員用)

平成 年 月 日

大阪司法書士会会長 様

ふりがな
司法書士法人名
代表社員

(法人番号

職印号)

1. 希望開示省略事項：原則公開。(但し、希望することにより非公開とできる事項)
(大阪司法書士会の情報公開に関する規程第6条第2項)

- ホームページの司法書士会員情報での開示について、開示を希望しない場合にのみ、「開示しない」に○印をして下さい。取扱業務について新たに掲載を希望する場合、掲載情報の変更を希望する場合は、情報欄の取扱業務の番号に○印をつけて下さい。

No	開示項目	開示する情報	開示について
1	電話番号		開示しない(無料)
2	取扱業務 (別紙1参照) 【注意】 2-2、5-1、 5-2は、 <u>簡裁代理認定</u> <u>を受けた特定社員が常</u> <u>駐する事務所が対象と</u> <u>なります。</u>	開示を希望する取扱業務の番号に○印をつけて下さい。 1-1 1-2 1-3 2-1 2-2 (※) 3-1 3-2 3-3 4-1 5-1 (※) 5-2 (※) 6-1 6-2 6-3 7-1 8-1 9-1 10-1	左記の通り 開示する(有料) ・ 開示しない(有料)

2. 希望開示事項：原則非公開。(但し、希望することにより公開できる事項)
(大阪司法書士会の情報公開に関する規程第6条第3項)

- ホームページの会員検索システムにおいて、開示を希望する場合は、「開示する情報」欄にその事項を記入し、「開示する」に○印をつけて下さい。

No	開示項目	その情報	開示について
1	メールアドレス		開示する(有料)
2	FAX番号		開示する(無料)
3	執務時間	平日執務時間 ----- 土曜日執務時間 ----- 日・祝祭日執務時間	開示する(有料)
4	ホームページアドレス		開示する(有料)

※開示を希望しない項目については、何も記入しないで下さい。